

令和3年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年 3月9日 (火)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和3年 3月9日 (火) 午前 9時02分
散 会 日 時	令和3年 3月9日 (火) 午後 3時23分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 3 9 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 0 号	鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	原案可決
第 4 1 号	鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 6 号	令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 6 1 号	令和 3 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 清水 洋
 市民生活部副部長 関口 泰清
 自治振興課長 伊藤 正一
 市民生活部参事兼
 危機管理課長 小川 哲夫
 市民課長 新井 隆司
 市民課副参事 川又 敦子
 国保年金課長 野口 豊和

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 外島洋志男
 環境課長 大島 和之
 環境課副参事 長澤 和弘
 農政課長 山崎 淳一
 農政課副参事 藤村 弥
 環境経済部副部長兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年
 商工観光課長 清水 健紀
 環境経済部副部長兼
 道の駅整備プロジェクト
 高阪 清
 道の駅整備プロジェクト課長
 秋山 信行
 吹上支所副支所長 吉田 勝彦
 川里支所副支所長 加藤 勝美

書 記 岡崎 夏子
 書 記 中島 達也

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。野本恵司委員と永沼博昭委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第39号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第40号 鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、議案第41号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例、議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第46号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第51号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案7件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第42号及び議案第45号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第42号及び議案第45号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第39号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) おはようございます。それでは、議案第39号 鴻巣市

国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。具体的には、本条例附則第7条中、新型コロナウイルス感染症の定義規定で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことに伴い、文言の整理を行うものです。

以上が鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（野本）文言の整理ということですので、大きな影響はないと思いますが、確認のために質問させていただきます。

修正前と修正後の言葉としては大分長く変わっているわけですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下新型コロナウイルス感染症という）という部分が、改正によって新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう）以下同じというふうになっているかと思いますが、変わっているということは定義するものが変わっているのかなというふうに思うのですけれども、その主な内容を、ちょっと専門的過ぎて分かりにくいので、その違いについて質問をいたします。

（国保年金課長）野本委員のご質問にお答えいたします。

修正前につきましては、新型コロナウイルス感染症を定義しておりますが、この附則が削除されましたので、この附則で定義しておりました新型コロナウイルス感染症につきまして改めて規定するものとなります。

以上です。

(野本) そうしますと、この国民健康保険の予算と申しますか、執行額等に変更はないということによろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義規定の改正でありますので、傷病手当金の支給についての影響はございません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第39号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、執行部の説明を求めます。

(環境課長) 議案第40号は、鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、ご説明させていただきます。

これは、令和3年3月下旬にコウノトリの飼育施設が完成し、令和3年秋に予定していますコウノトリの飼育の開始に伴い、国の天然記念物のコウノトリが国指定文化財の位置づけとなりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育に関

する事務のうちコウノトリに関することに限り、文化財の保護に関する事務を市長部局において管理、執行する特例を定めるものです。

以上が条例制定の内容となります。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）本条例についてですが、市長部局が管理、執行するということの条例でございます。その後の管理課に管理、執行させるための手続の流れというのを教えていただけますか。

（環境課長）永沼委員の質問にお答えします。

今回、コウノトリを譲り受け、コウノトリ自体を本市として管理することになりますので、本来教育委員会の職務権限であります文化財に関するもののうち、文化財としてのコウノトリの取扱い、すなわち所管を市長部局にするための条例でございます。議案第40号の根拠法令の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、21条に定める教育委員会の職務権限を、特例として同法第23条において、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の教育委員会に関する事務のいずれか、または全てを管理及び執行することができるということに基づいてコウノトリを市長部局に所管替え、移管するものとなっております。

以上です。

（永沼）環境経済部においてコウノトリに関する処分となったときに、鴻巣市行政組織条例第2条の7、アの環境の保全及び衛生に関することに含まれるということによろしいでしょうか。

（環境課長）永沼委員の質問にお答えします。

従来から取り組んでいるコウノトリ里のづくり事業をはじめとするコウノトリの里づくり関連事業については、委員のご指摘のとおり、鴻巣市行政組織条例第2条の7（ア）の環境保全及び衛生に関することに基づいて環境課コウノトリの里づくり担当が行っております。今回、コウノトリに関する事務のうち、議案第40号により文化財コウノトリを取り扱う職務権限を法に基づく特例として市長部局に与えることを定め、鴻巣市の組織規則にて環境課コウノトリの里づくり担当が所管するように規

定することになります。

以上です。

（永沼）コウノトリを飼育するようになったときに、従来の規則の鴻巣市組織規則の別表の4のコウノトリの里づくり担当とか、別表4のコウノトリの里づくり担当の分掌事務としてのコウノトリの里づくりに関することという分掌事務の内容があるのですが、これを変更、今後コウノトリの飼育になったときにこの分掌事務の内容を変える必要性はあるのかどうか、変えようとしているのか、その辺をお聞きします。

（環境課長）名称の変更について、変える必要があるかという質問ですが、鴻巣市の行政組織規則の別表の中に各号の組織についてうたわれております。こちらについては、コウノトリの里づくり担当という名称が出ております。現在のところは担当の名称を変更することは考えておりません。

以上です。

（野本）ちょっと私も理解がしにくいところがあったので、まず地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項で設置、管理、廃止することができるわけですが、その主なものというものがどういうものだったのかということをお伺いしたいと思います。

（環境課長）こちらの法律に載っております、市長が認めて、今回コウノトリの施設を扱うものが市長部局に移るということをはじめ、この法律では図書館とか公民館とか博物館がそのような対象というふうにならうたわれております。

以上です。

（野本）そうしますと、これまでは教育部局が文化財としてコウノトリを扱っていたということで、これまでの扱っていた事例としてはどんなものがあるのか、分かれば伺いたいと思います。

（環境課長）本市では初めてということで、全国の中では兵庫県のほうが、これは県ですけれども、教育部局が扱っていると聞いております。

以上です。

（野本）そうしますと、教育部局で扱っている事例もあるけれども、鴻

巢では市長部局に移管するという、その理由というのを質問いたします。

（環境課長）コウノトリは確かに国の文化財でありますけれども、本市においては文化財のコウノトリを飼育するだけではなく、これに関わる環境保全とか学校教育、そして地域の活性化と、いろいろな事業を絡めてやっていこうという考えでコウノトリの里づくりを進めておりますので、そういう観点から市長部局の環境課が担当するほうがよろしいと思いまして、今回の改正になりました。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第40号 鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例について、執行部の説明を求めます。

（環境課長）議案第41号は、鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例についての説明をいたします。

これは、令和3年3月下旬に建設工事が完成し、引渡しを受けるコウノトリの飼育施設の正式名称をコウノトリ野生復帰センターと命名すると

ともに、コウノトリをシンボルとした、人にも生き物にも優しいコウノトリの里鴻巣の拠点施設として位置づけ、コウノトリの飼育や展示、自然環境づくりの啓発等を通じて自然環境の保全、再生に対する市民の皆様の理解を深め、自然と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、センターで行う業務や管理について規定するものでございます。

本市で実施するコウノトリの里づくり事業やこうのとりのパートナー事業などの施設の拠点として活用してまいります。

なお、センターのオープンについては令和4年1月頃を予定しております。

以上で説明となります。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）議案第41号を質問いたします。

鴻巣市コウノトリ野生復帰センターの名称はどのように決められたのか伺います。

（環境課長）当施設の新設に当たり、設置の目的、名称、位置、業務等、公共施設の設置管理上として必要な事項について定めております。名称の決定につきましては、市の例規を定める観点から、当施設の役割や位置づけを明確にするべきだということから、当施設をコウノトリの飼育や繁殖をさせ、野生復帰のために放鳥する拠点であるというメッセージを明確に伝えることと判断し、決定しております。こちらのほうにつきましては、市長のほうの判断をいただいております。

以上です。

（永沼）この名前を定めるに当たって、どのような方たちが集まって決めになって市長の判断というような流れになったのか伺います。

（環境課長）名前の案としましては、担当と、あと担当部署と環境経済部の副部長、部長を通して案をつくりまして、それでその後市長等に決裁を仰いだという流れになっております。

以上です。

（永沼）この名称のほかに、本センターの愛称を小学生などの公募によ

り決めるという考えはあるのかお伺いします。

（環境課長）こちらにつきましては、名称につきましては、今回野生復帰センターという形でありましたけれども、こちら愛称という形では今後公募をかけてやるように考えております。小学生というのみならず、市民の皆様からも公募を受けるという形で考えております。

以上です。

（永沼）第5条に入館の禁止があるのですけれども、その前に、入館禁止の前に入館できるという条項が先にあってもいいのではないかなとちょっと思ったのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのか伺います。

（環境課長）こちらにつきましては、通常の例規のつくり方になりますので、最初に入館の禁止を定めるということは、その禁止条項に合致しない場合入館できるということになっております。逆に、入館できる条件を定めれば、その入館条件に合致しない場合は入館できないという流れになりますので、一般的に矛盾が生じないように、施設の性質を考慮して、現在の法の通例に基づいて作成をさせていただいております。

以上です。

（永沼）第6条、入館料1人1回100円の算定根拠について伺います。

（環境課長）こちらにつきましては、市のほうにも公共施設たくさんあります。そういう既存の公共施設と同様に鴻巣市の使用料等の適正化に関する基本方針に基づいて入館料を設定しております。

以上です。

（永沼）1人1回という基準について、どのように考えられているのか。例えば時間的な制限はないのかとか、そのようなことをちょっとお聞きしたいのですが。

（環境課長）今回条例を制定して、規則を同時に今進めているところですが、その1人1回とか何分という、そういうのも含めて今後規定に入れられれば入れますし、そういう条項がなければそのままにするという考えで今検討中です。

以上です。

(永沼) 第7条の入館料の免除、(2) その他市長が免除することが適当であると認めたものってあるのですけれども、免除が適当であると認められるものとは具体的にどのようなものをいうのか伺います。

(環境課長) 先ほどもお答えしたように、これから規則のほう考えております。そういう形でいろんな免除対象があればという形と、そのときのケースによって決裁を仰ぐという方法もありますので、今検討をしている途中です。

以上です。

(永沼) 第10条、委任で、条例の附則に関して必要な事項は規則で定めるといふふうにありますけれども、先ほど課長からもご説明あった規則なので、この考えている規則の内容というのはどんなものなのか伺います。

(環境課長) 休館日や営業時間、そのようなものを基本的に考えております。

以上です。

(永沼) そのほかにもっと具体的なものはないでしょうか。例えば撮影等に関する事とか、入館の予約だとか、当日入館とか、団体利用とか、そういったものも規則に入れる予定でございますか。

(環境課長) 予約につきましては、取りあえず公民館みみたいな予約システムを導入することは考えていません。ただ、団体予約については考慮して考えるように今検討しております。あと、免除規定や利用上の注意という、そのようなものも、運営上のことも今規定で折り込む予定になっております。

以上です。

(永沼) 附則では公布の日から起算して1年を超えない範囲内とありますけれども、これについて、本条例の公布の日とはいつをいうのか。また、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行というふうにあるのですけれども、いつ頃を条例施行日と考えているのか。

また、その附則の中に、6条から8条までの規定は、この条例の施行の

日から起算して三月を経過した日から施行とあるのですけれども、どう
いう考えなのか、その辺を伺います。

（環境課長）条例の施行日についてですが、議案第41号のように公の施
設の設置条例の施行日は供用の開始日をもって条例の施行日としており
ます。こちらについては、施設ができたからってすぐ使えるものではな
く、施設ができて主役であるコウノトリが来てからという形で、次に当
施設の供用の開始日はいつなのかということではありますが、先ほど言っ
た利用者が来館するような性質の施設であることから、一般公開を開始
する日を供用開始日といたします。例規上の通例でありますことから、
当施設についても一般公開の開始する日が条例の施行日であると整理し
ております。

それと、当施設については、譲り受けたコウノトリが新しい飼育施設に
慣れることを確認してから一般公開をゴーサインするということになり
ますので、明確に何月何日ということは、今の事情で、ございません。
総務課と法規担当と協議してこのような表現となっております。

以上です。

（環境経済部長）ちょっと補足です。一般的に、市が施設を造ると設置
条例をつくって、大概3月末とかにできて、4月1日とか5月とかにオ
ープンなのです。そうすると、条例を公布して施行日というのがすぐ、
施行日、要するに市民の皆さんが利用できる日というのがすぐ来るので
す。ただ、今回の場合、まずコウノトリが9月頃もらえる（P11「譲り受
ける」に発言訂正）だろうということで、もらえる日というのがまだな
かなかはっきりしていない。そこからコウノトリを慣らしてから皆さん
に公開する。そうすると、その公開する日というのが来年度になってし
まうのです。そんなことで、ここで普通ですと何月何日を供用開始とし
て施行日みたいなことで出るのですけれども、それができないので、そ
こでこういった形で期間をずらしてというか、はっきり表現しないよう
にしています。かつ、その供用開始日、皆さんに入ってもらう日（P11「譲
り受ける日」に発言訂正）から3か月間は無料にするよということなの
で、具体的な日にちが入れられないということでこんな表現になってい

るということです。ちょっとイレギュラーな、市の建物的にはすごくイレギュラーな形なので、ちょっと例規のほうも、例規担当のほうもちょっとどういう表現にするかって難しかったようですけども、こんな形になっています。

以上です。

（永沼）今部長から説明ありましたけれども、すごく分かりづらい表現になっていて、その辺をちょっと私も理解したいと思ひまして伺いました。先ほど答弁の中で公民館・生涯学習センター予約システムは使わないというふうに言われたと思うのですけれども、その辺ちょっともう一度確認で伺います。

（環境課長）今の予約システムについては、そちらのほうは導入は、導入というか、一緒に活用することは考えておりません。

（永沼）このコウノトリの野生復帰センター条例、これと同じような条例をつくられている他市町村について、どのようになっているのか伺います。

（環境経済部長）野田市は、残念ながら設置条例がないようです。あとは兵庫県のほうが、福井のほうもあるのですけれども、福井もないみたいです。ちょっと一般に公開を大前提にしている施設ではないということなので。あるとなると兵庫県。兵庫県豊岡市は、実は飼育施設というのは持っていないのです。郷公園の中に公開するような施設は持っていない、飼育施設は持っていない、そうすると兵庫県だけになりますかね。ただ、兵庫県の飼育施設は一般公開をしていないのです。部外者がなかなか入れなくて、自由に入れるところではないので、そういう面ではちょっと例が、一番近いのは野田なのですけれども、その野田が設置していないものですから、ちょっと例がないと思います。

それと、先ほど発言の中にまたコウノトリ譲り受けるの表現で、すみません、またもらうとかなんとかと言ったと思う。譲り受ける日ということで訂正をお願いいたします。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正の発言について、許可することでご異議ござ

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時39分)

◇
(開議 午前9時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 先ほどの質問は取り消しまして、予算のところで行いますので。では、この野生復帰センター……

(委員長) ただいま菅野委員から質問の取消しがありましたので、その質問の取消しについて許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、質問の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、改めて。

(菅野) 41号の野生復帰センター条例についてお聞きしますけれども、これはどのような形で将来を見据えてやっていくのかと。1人100円入館料を頂くというのは、それなりの収入と、また事業の見通しがあって決めた額であると思えますけれども、そのことについてお聞きをしたいと思えます。具体的に結局は展示をするだけの場所になるのだと思うのです。そうすると、尾羽を切って飛べないようにして展示をすると、コウノトリをそういう形にする場所がまずここだということなのでしょうか。まず、その点をお聞きします。

(環境経済部長) このたびのこのセンターは、前からずっと答弁しているように、まず2羽のつがいを頂いて飼育をしていくということです。この飼育をしながら、当然施設の中からガラス越しに見えるようになっていますので、なかなか天然記念物ということではない鳥ですので、それが見ていただけるという、まず見ていただくというのが一つのこのセンターの目的です。

それと、野生復帰センターというふうな形で名称しています。というのは、今回コウノトリを譲り受けるに当たって、将来の放鳥を見据えて譲

り受ける許可が出るというようなことです。ですので、そこでつがいから産卵をして、子どもをつくって、その後にこの施設から放鳥していくという流れになるというふうに考えています。ですので、そういう面では一時期には当然2羽、3羽生まれれば親のつがいと合わせて4羽、5羽と飼育するというような状況が何か月とか1年とかって続く可能性がありますので、それなりの規模の施設を造ったというところでございます。

以上です。

(菅野) コウノトリを展示するというのはそんなに簡単なことではありませんよね。最初、国の計画は荒川北流域でやるということだったわけです。桶川、北本、鴻巣、吉見、川島町の3市2町でコウノトリの事業をやるという計画からこれが立ち上がったのだと思うのです。何もなしのところから立ち上がったとは思いませんので。でも、桶川も取り組まない。北本は、先ほど言いましたように300万程度予算措置して、石津市長のときです。随分前ですけれども、やろうとした。そんなものできるわけないと。ろくな川もない、畑、山も木もないというところであって。だって、木がなくてはコウノトリというのはどうにもならないわけですから、木の少ない町なかでは。それで、もちろん吉見や川島町などは全然計画ももちろんない。それらのところが何をやっているかという、やはり花ですよ。きれいな花を北本にしてもいろんなところに咲かせて、それで観光としているという、住民参加もしているという方向に行っているわけです。ですから、鴻巣だけがやたら、大変3億以上のお金がかかるというコウノトリ事業に原口市長になって執着しているというか、私は安易にできることではないし、これからの取組も見て、市民に対して理解が得られるかと。本当に成功してどんどんコウノトリが増えていって、鴻巣へ来たらすばらしいというふうにコウノトリがこの自然の中でやれるのかという。この事業自体は大変鴻巣の自然、近県、いわゆる首都圏の中では鳥にとっても苛酷なもので、成功の見通しがどういうふうにあるのかという点をお聞きしたいと思います。

(環境経済部長) まず、今回の野生復帰センターという施設での展示、

皆さんに見てもらおうというところが1つあると思います。それと、菅野委員が言われているのはセンターのことではなくて、放鳥のことに話題が行っていると思うのですけれども、それちょっと切り離して考える必要があると思うのです。まずは飼育をしていくということは、このセンターを造って、実際今回飼育員というのもある程度経験がある人たちを委託して飼育していくということです。飼育は十分できていく。動物園等で実際飼育をしていますし、野田でも飼育をしていますので、飼育に関してはある程度技術的なものが確立されているというふうに考えています。

それと、今回の復帰センターということですので、野生復帰センターということで野生に復帰させる、野生に放鳥するということを目指しているわけですが、実際コウノトリは飛んでいったときにどんどころに行ってしまうのかというのはなかなか分からないところです。ただ、文化庁のほうは、この放鳥に際して、鴻巣市内にどのぐらいの餌、採餌環境があるのかというのを条件にします。野田も実際に放鳥するときはその条件を、1つは野田が一つの基準になるのだと思うのですけれども、それを採餌環境を見て放鳥していくということになっています。その採餌環境を調査するというので、来年度は2か月に1回、市内数十か所で採餌の生き物調査をしています。年間を通してですね。それと、今巣がつかれるわけないだろうということなのではあるけれども、実際今、日本国内で確認されている野生のコウノトリというのは、木の上で巣をついているのは発見されていないと思います。ほとんどが電柱であるとか人工の巣塔で繁殖をしています。そういう面では、来年度の予算のところになるのですけれども、鴻巣市でも人工巣塔を建てる予算を今回計上しております。そんなことで、できるかできないのかって、できますって言い切れないところではあるけれども、そういったものにチャレンジしていくということで進めている事業です。

以上です。

(菅野) 豊岡の取組をずっとつかんではいるのですけれども、とにかく飛べるようになるまで30年も40年もかかっているのです。では、尾羽は

切らないで、飛べる状態にして2羽は飼うということですか。普通尾羽を切るのです、飛ばせないために。繁殖させようと思えば。では、今の言い分だと尾羽は切らないで、飛んでいっていいと。だから、吹上ちょっと行きましたら、ずっと網で囲っていますよね。それで、あれ上は、では飛べるようになっているのですか。飛んでいけるように。尾羽は切らないで、自由に飛びに行っていてよくて、繁殖を将来させるということは不可能だと思うのです。豊岡行ったときも繁殖させるときは尾羽を切って飛ばないようにして、1回切ってしまうともう伸びないのです。後で伸びるのですか、尾羽って。その辺ちょっと分かりませんが。

(環境経済部長) だんだんコウノトリの話題になってしまったのですがけれども、まず施設の中でつがいを譲り受けませうけれども、つがいは多少なりとも羽の加工をしたいと思います。あまり飛ばないようにですね。上に網がしてありますので、実際は飛ばない、飛べないですけれども。菅野委員、生まれてくるコウノトリたちは羽の加工は一切する予定はないです。飛んでいけるように。なので、その子たちは外に飛んでいけます。豊岡のほうで中でやっている繁殖を目的にするものは、やっぱり飛ばないように羽のあれを切ったりしていますよね。ですけれども、生まれてくる子たちは羽の加工しないです。

以上です。

(菅野) どちらにしろ、多くは飛んでいってしまうのです。3億7,000万ものお金をかけて、どうしてもやらなければいけないものでしょうか。この値段、これだけの予算措置が2年間でされるということを見ると、どなたも今日のコロナ禍の中で、飲食店にしろ、工場にしろ、使い道があるではないかって……

(予算じゃないと駄目の声あり)

(菅野) いや、でもお金の使い道として、鴻巣の名前だからコウノトリだというのはおかしいと思うのですけれども。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

議案第41号は復帰センター条例についての質疑でございますので、その点を留意の上、質問を精査してください。

(菅野) 今日の経済状況の中で、まずは市民の暮らし第一の方向への政策転換ができるってことにならないのか。どう考えても、1,000万とか500万でできるならいいのです。3億7,000万、これは、だからほかの自治体も取り組まないわけですから。ですから、考えるべきであると思うのですけれども。

(大塚) 先ほど菅野委員が発言の取消しをしてあるので、また同じような方向になっているような気がします。あくまでも予算での質疑と、この出ている41号の質疑は分けてやったほうが私たちも聞きやすいというふうに感じますが、委員長、いかがでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時51分)



(開議 午前9時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 6条で入館料のことが載っています。これは、入館料を取るのではなくて、この政策を支持する住民の皆さんから基金などでいただくという、これが本来の使い道であるのではないかなと思うのです。ですから、入館料で動物園を運営するのではないのですから、この点は改正すべきだと思います。いかがですか。

(環境経済部長) 入館料に関しては、鴻巣市の施設で無料の施設ってほぼはないです。あえて言えば図書館ぐらいでしょうか。ほとんどの施設で使用料なりを取っています。そのような条件と同じように今回も料金設定をさせていただいたということでございます。

以上です。

(菅野) 入館料を取っていないところはないと言いますが、それは去年か何か今まで無料だったところも全部有料にしたからではないですか。市民が楽しみにしていたちょっとした体操なども一々金集めなくてはできないというふうになったではないですか。その上に輪をかける市民生活への、いわゆる健康のための運動とか、心が爽やかになるところまで、そこにコウノトリまで入れて100円取るというのは、私は不当で

あると思います。正すべきだと思います。税金取っている。

（環境経済部長）そのような中、令和元年の8月に鴻巣市の使用料等の適正化に関する基本方針というものを定めて、利用者の負担というものをある程度していただくという方針で決めたものですので、それにのっとって今回も料金設定をさせていただいたということでございます。以上です。

（野本）これまでに出了た質問もありますので、ちょっとそこを整理してさせていただきたいと思ひます。

今出てきた質疑の流れの中で入館料の部分について、私もありましたので。先ほど部長のほうから昨年の方針にのっとって入館料を定めているという答弁がありました。その算出根拠というのが広さとか何かいろいろあったと思うのですけれども、そこを伺いたひと思ひます。

（環境課長）先ほど入館料の100円についての算出根拠という形で、鴻巣市の使用料等の適正化の基本方針に沿ってやっていますよという話をしております。こちらの大枠については、受益者負担の原則という観点と利用者の公平性という観点から、施設の維持とか、そういうコストとか、そういうものを総合して出しているという内訳になっているということでご理解をいただければと思ひています。

以上です。

（野本）当然そういうふうに出していらっしゃると思うのですけれども、私のイメージとしては、100円って安いのかなというふうに感じたわけですから、数式を基にはじいていくと100円で済んだのだろうかというのがちょっと疑問に思っただけですから、伺いました。そこはいかがでしょう。

（環境経済部長）ここは原価と、それと負担率というのを掛けているのですけれども、実際計算すると300円弱ぐらいになってきます。負担率50%を掛けると、切り捨てて100円というような大体の計算になっています。

以上です。

（野本）分かりました。

この施設の目的というのがコウノトリの野生復帰というところにあるということで、そこからこの条例は施設を管理する条例になっているのですが、名前は野生復帰センターで、内容は施設の管理ということで、若干名前と内容に開きがあるように感じてしまうわけです。そこで、目的としては、放鳥するまでは市民の皆さんに見ていただき、全部分かっていなかったのですが、放鳥したらいなくなってしまうのかなというふうに思ったのです。そうすると、この条例はどうなっていくのかというふうに感じたものですから、その具体的な流れ、この施設には常にコウノトリがいるということなのかどうか、そこを伺いたいと思います。

(環境課長)先ほど、まず秋頃に2羽のコウノトリが譲り受けられます。そして、その2羽が卵を産んで、その子どもたちが放鳥され、野生復帰するという施設が中心なのですけれども、それに応じて小学生や近所の方、あと近隣の人々はその施設を見に来ると、環境学習に来るという環境学習の場として使えます。そのほかにも、放鳥することによって採餌環境を整えなくてはいけなくなりますので、環境保全が推進され、また新たにコウノトリというシンボルができますので、それによって地域の活性化、商店とかタイアップしていろんな商品を開発するというこのコウノトリの里づくり事業の拠点としても活用していけるという場所になるという形です。

それで、先ほど放鳥したらいなくなるということですがけれども、また新たに卵を産んでいただければ、放鳥するまでにはコウノトリをそこで、2羽か3羽か分かりませんが、そういう形で飼育しながら循環して、どんどん、どんどん増やして放鳥していく施設という考えで捉えておりますので、そんな施設にしていきたいと考えております。

以上です。

(野本)分かりました。持続可能な施設だということが確認できました。もう一つ、野生復帰センターという名前とその施設の管理の中で感じる部分としましては、コウノトリそのものが野生に返っていくというよりは、野生の鳥が生きていける環境を鴻巣でつくっていくというふうな目的のほうがなければならぬのではないかなというふうに感じるわけで

す。そうすると、名前としてはコウノトリ野生復帰センターなのだけでも、本当にやることというのは鴻巣市野生復帰センターというのが実際にやらなければならないこと、鴻巣市を野生に復帰していくことなのではないかなというふうに感じましたが、この条例そのものは施設の管理の条例になりますので、その辺がなければ、要するにコウノトリを野生に復帰する訓練をする場所ではないのではないかなというふうに感じるのですけれども、コウノトリを野生に復帰させるということは何かここで行われるのでしょうか。

（環境経済部長）今回、野生復帰センターという施設名をつけましたけれども、もともとちょっと考えていただきたいのは、コウノトリはもともとは絶滅をして、今は保護下、要するにこういった人工的な飼育から現在野生に放鳥されている鳥というのが増えてきたわけです。実際に国内で生まれた、もしくは国内で飼っているコウノトリというのは全ての個体が足輪で管理をされているのです。そういった中で、今回私たちが2羽を譲り受けるというのは、まさしくその後に野生の鳥を増やしていくという延長上の途中にある施設なのです。そういう面では、文化庁から譲り受けるということは、動物園のように展示をするだけだと恐らく譲り受けられないです。鴻巣市の規模、要するに2羽、3羽を譲り受けて動物園をするというような条件だったら、当然文化庁は許可を出さないです。その後、やっぱり野生に復帰をして、日本国内もしくは世界の絶滅危惧種であるコウノトリを増やしていくというのを大前提にしているから、この譲受けができるというふうに考えていますので、そういう面では名前のほうも野生復帰、野生に復帰するために、2羽を基に野生復帰していく鳥たちを増やしていくことをうたっている施設にしているということでございます。

以上です。

（野本）今の答弁で大変よく分かりました。どうしてもここに来るコウノトリというものに着目して、その2羽に着目していたのですが、そうではなくてコウノトリという種類が鴻巣市にたくさん飛んでいるような環境、形をつくっていく本拠地という、そういう視点でこのコウノトリ

飼育施設が造られ、またいろいろな目的が達成されていくということによってよろしいわけでしょうか。

（環境経済部長） はい、そのように考えていただいていると思います。ただ、今回うちの鴻巣市がコウノトリを飼っていくというのは、飼うことだけが目的ではないです。コウノトリに由来がある地名のある鴻巣市が、このコウノトリを基に当然環境整備、コウノトリが帰るための環境整備をしていくと。それと、なかなかいないコウノトリを使って地域づくり、今回も出ていますけれども、いろいろなコウノトリをモチーフにした食べ物であるとか商品を作っていくって、コウノトリのまちというようなイメージをしっかりと植え付けていくというようなこともあります。また、コウノトリを見ることによって環境学習、環境の大切さというものをつくっていく。それと、地域というのは鴻巣市だけではなくて、荒川流域のエコネットワークでも今回活動のプランをつくりましたけれども、その目標にはコウノトリを飛ばたかせるとかという、そういう目標を鴻巣、北本、川島、吉見……

（桶川の声あり）

（環境経済部長） 桶川も入っているのだっけ。桶川も入っていて、その地域でアクションプランをつくった目標は、コウノトリを飛ばすというような目標です。ですので、この地域でもみんなで、この間もそのアクションプランの制定を役員等が集まってウェブの会議やりましたけれども、そういったことでやっていこうということで、菅野委員は大変ご心配されていましたが、そういった周り中の市町村がそういった目標を持って環境整備等を、当然コウノトリ以外のいろんな環境整備があるわけですが、そういったものをやっていこうということになっております。そういうことですので、それ以外にもいろいろコウノトリを絡んで地域づくりだとか、そういったものをやっていくということが鴻巣市にとっていい活動になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（委員長） ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)



(開議 午前10時23分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) それでは、41号についてちょっと確認をしたいと思います。

本会議場での質問がありまして、その中で野生復帰とは何を意味しているのかという問いかけがありました。当時、本会議での答弁としては、今回の2羽のつがいを譲り受けて飼育をする。その後に繁殖が行われて、最終的には放鳥を指していますというふうに答弁があったと記憶しております。そこで、ちょっと伺いたいのは、いわゆる生息条件ですとか、その他の状況等によって変わりはあると思うのですけれども、一般的な捉え方として、いわゆる放鳥までの期間というのはどのぐらいを要するのか、あるいはどのぐらいをイメージしているのか、この点はいかがでしょうか。

(環境課長) コウノトリを譲り受けるのが来年の秋あたりという形で考えております。それで、コウノトリは一般的に1月から2月頃が産卵という場合が多いです。そちらが生まれたら、放鳥するための飼育をするのが数か月かかって放鳥するというのが一般的な流れになっております。

以上です。

(大塚) そうすると、繁殖の期間だと思うのですけれども、生まれたひなが飛び立つまでというのはどのぐらいというふうに考えればよろしいのでしょうか。

(環境課長) 産卵の時期が1月、2月、3月、春あたりで、最短で夏頃が、もしそのときに産卵をされた場合、夏頃が最短で放鳥する時期と考えております。

以上です。

(大塚) 多少余裕を見て、1年以内ぐらいが目安ということで理解をするところであります。

他の委員の質問の中にも、コウノトリに関してというと、どうしても豊

岡が話題に上がってきますよね。豊岡のあちこちの、あの地域のホームページを見ますと、「空高く大空に舞うコウノトリ」というフレーズが結構出てくるのです。これは、コウノトリに関連した公共的な団体であっても、例えば地域のJA、農協、農業関係の企業であっても必ずそういう表現が出ているのです。鴻巣も最終的には放鳥を目指すわけですから、そうするとイメージとしては大空をコウノトリが舞うというのがイメージにあると思うのですが、今回造ったゲージ、ハードの飼育施設については8羽程度までというのが本会議でも確認をされたところではありますが、最終的には鴻巣として何羽程度まで見込んでいるのか、あるいは目標といたしますか、どんなイメージを持っているのか、その点はいかがでしょうか。

（環境課長）一応確認ですけれども、議会答弁の中では多分6羽という形になっております。

それで、まず秋に2羽譲り受けると。それで、春頃卵が2から5ぐらい産まれて、何羽ぐらい育つか分かりませんが、一番多くて6羽ぐらいを想定しておりますので、生まれたひなが放鳥されるまで、親鳥2羽、あと子どもたちが三、四、多くても4つぐらいを想定して放鳥まで考えております。それで、その子どものひなが野生復帰というか、放鳥されまると、また新しい子どもたちが生まれるような持続可能なサイクルで野生復帰センターを管理運営していくという流れになっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）コウノトリの飼育につきまして、まずはその参考となるのが豊岡のコウノトリの実態であると思います。安易に、本当にコウノトリは放鳥するほど、ペアでやればコウノトリが飼えるというものではないと

いうことを示しています。豊岡の歩みというのは、1971年、昭和46年に野生最後の1羽が死んだのです。それで、昭和40年、1965年にコウノトリの飼育場というのを造って、つがいを捕獲してきて人工増殖センターを造ったわけです。鴻巣と同じような感じにしようということなのです。しかし、全然うまくいかなかった。これは1965年のことです。そして、23年の時が流れて、昭和63年に多摩動物公園で、国内で初めて飼育下の繁殖に成功したということです。そして、豊岡が成功したのは平成元年、1989年、次の年で、豊岡でも成功しました。そして、平成17年、豊岡で5羽の試験放鳥をここでしたわけです。そして、平成19年、2007年、18年たって46年ぶりとなる国内野外での繁殖に成功したということです。この間17年かかって、46年ぶりに成功したということなのです。2014年、平成26年現在……現在ではないですね。2014年で豊岡中心に83羽が生息しているということです。鴻巣は、市長が言うには将来的な放鳥を見据えて、まずはワンペア、2羽の飼育を開始して、最終的には6羽程度の飼育を目指すというのが鴻巣の計画ですけれども、飼育施設の機能というものがまずあると思うのです。1つは飼育機能、2つは繁殖機能、3つ目は環境学習啓発機能、そして4つ目が大事な管理機能です。これらの機能をきちんとやってこそコウノトリは、安易に卵からひなにかえるわけではないということをつかっていたと思うのです。北本市は、石津市長のときに提案したのですけれども、そんなのできるわけないって、あつという間に否決されました。そして、本当にコウノトリを育むのなら農業の環境をほとんど変えなくてはできないということです。生き物の多様性の確保をしたり、化学合成農薬を使わない、化学肥料も使わない、それから大変なのは水管理です。冬も田んぼにかん水しておくこと、それから努力事項ですけれども、早期湛水、それから深水、深い水で管理する。そして、あるときは中干しで延期もする。そして、魚道や生き物の逃げ場の設置や、草、柳のような草ですね、抑草技術の導入、そして米ぬかなども入れて、いわゆる栄養のあるものをするということで、本当に冬季湛水やる自体だって大変だと思うのです。それと、湿地が必要なのです、飛んでいくわけですから。豊岡見ると16ヘクタールのひのそ島、

3.2ヘクタールのハチゴロウの戸島湿地、加陽湿地は15ヘクタールです。基金活用ビオトープ、20小学校区に造る。小3の調査授業があるということです。それから、田結湿地は12ヘクタールあるのです。それで、さらに小さな自然再生活動などもありますし、これらがいわゆる教育行政にも大きく貢献しているのです。人材育成がその中からできていくということで、子どもたちはビオトープで生き物の調査授業をしたり、それからコウノトリKIDSクラブというのをつくって、これも親と一緒にになってコウノトリと関わると。あと、田んぼの学校、子どもの野生復帰大作戦などという、これは県と市が半々でやっているわけですからできることであって、鴻巣市で、北本はもちろんできないと言われて、桶川もお花専門になりましたよね。吉見もお花のきれいなところがあって多くの人が行っていますけれども、そういう状況の中で、本当に安易にできないというのが豊岡をもって明らかなのわけです。ですから、今コロナ禍で飲食業はじめ、あと多くの労働者が賃金減や生活が大変という中、栄えているのは何かテークアウトの業者などは栄えているなどと今日も新聞載っておりましたけれども、この2億……合計が2020年は、予算書を見ますと、コウノトリの基金、コウノトリの里づくり事業に2億9,362万7,000円、2021年度はコウノトリの里づくり事業7,766万1,000円、合計3億7,128万8,000円を計上しているというわけで、これは今日のコロナ禍の中で市民生活の向上にこそ私は使うべきであると思います。今こういうときにコウノトリに鴻巣だけがこの近辺で税を投下するのは、市民の願いとは逆行するものであると思いますので、反対します。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（大塚）実はこの後の予算審議にも議題として出てくるだろうというのを含めて簡単に討論を行います。

本会議においても、またこの委員会の中での他の委員からもコウノトリを飼育することについてはいかななものかというような観点で議論があったのは記憶しているところであります。しかしながら、今回の設置条例の（設置）、第1条の冒頭に書いてある、ここの部分を十分読んで理

解をする必要があるかなと思います。本文でいきますと3段目になるのですが、環境づくり及び自然と共存する持続可能なまちづくり、私はここが一番大事な部分だと理解をしております。なお、さらに付け加えれば、先ほど豊岡市の例を挙げて討論がありましたけれども、いつから始めるのか。時間がかかるのは、もう皆さん、私も含めて分かっているはずです。いつから始めるのかが、たまたまハードのいわゆる飼育施設はもう既に着手済みであります、それを含めて今回センター条例ということで、ソフトの部分を整備しましょうというのが今回の条例だと思います。したがって、環境についてみんなで考えていきたいと思います。このを第1のテーマとして、目標として書かれている条例だと理解をいたしますので、賛成をしたいと思います。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第41号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) まず、29ページ、パスポートセンター管理運営事業でございますが、コロナの影響で少なくなったということでございますが、パスポートセンターの管理運営事業で、パスポート申請件数の減少で売りさばき収入等の減ということで、埼玉県収入証紙売りさばき収入、収入印紙

売りさばき収入、そして埼玉県収入証紙売りさばき手数料、収入印紙売りさばき手数料、それぞれの売りさばき数について、どれくらい減ったのか伺います。

（市民課長）では、お答えいたします。

県の収入証紙の枚数でございますが、平成30年度が2,820枚、令和元年度が2,730枚、令和2年度、現在までに330枚であり、売りさばき額につきましては、平成30年度が562万9,500円、令和元年度が543万3,600円、令和2年度66万であります。売りさばき枚数及び売りさばき額とも、およそ9割の減少ということになります。

続きまして、収入印紙の枚数でございますが、平成30年度が5,385枚、令和元年度5,205枚、令和2年度が現在まで627枚。売りさばき額ですが、平成30年度が3,219万7,000円、令和元年度3,136万3,500円、令和2年度381万5,000円であります。こちらについてもおよそ9割の減少と。

続きまして、県証紙等、県の収入証紙と収入印紙の売りさばき手数料、これは買受けした合計額により率が定められておりまして、県の収入証紙の手数料は、平成30年度が16万2,000円、令和元年度が19万5,762円、令和2年度が6,600円。こちらについても9割を超える減少。収入印紙の手数料は、平成30年度については45万360円、令和元年度が52万9,590円、令和2年度についてが5万5,110円、こちらについても9割減ということになりますので、全てについてが9割落ちているということになります。以上でございます。

（永沼）それぞれ9割、コロナの影響で減ったということがよく分かりました。

次に、35ページ、可燃不燃ごみ処理事業、資源物収集運搬事業、資源物処分事業というのがやはり、これは逆にコロナの影響で増加しているという説明でございました。これは量としてどれくらい増えているのか、それを伺います。

（環境課副参事）永沼委員のご質問にお答えします。

1月末時点になりますけれども、対前年と比較した場合、可燃不燃ごみ処分事業の不燃ごみ処分につきましては158.82トンの増加、資源物収集

運搬事業の資源回収につきましては、鴻巣分で328.6トン、吹上分で5.5台、同じく資源物収集運搬事業の粗大ごみに関しましては、鴻巣、川里分で74.22トンの増加、吹上分で29.5台の増加。次に、資源物処分事業の容器包装の処分に関しましては46.09トン増加しています。

以上です。

（永沼）やはりコロナの関係でかなり増えたということですがけれども、これはやはり家庭ごみを中心であるのか、事業の関係のごみを中心なのか、その辺を伺います。

（環境課副参事）こちらの廃棄物に関しましては、家庭からの収集のごみが全てになりますので、家庭から排出されたものが原因であると考えています。

以上です。

（野本）まずは27ページの公共交通維持事業ですが、コミュニティバス運営補助金2,000万円、先ほど説明もありましたが、具体的にどこに幾ら予定しているという内容、内訳を伺いたいと思います。

（自治振興課長）お答えいたします。

まず、2,000万の内訳でございますが、まず運賃収入が当初見込みと比較しまして約1,945万円減少する見込みとなっております。支出につきましても、10年以上走行している車両や走行距離が80万キロ以上超えている車両も多く、エンジントラブルに伴う部品交換の修繕も生じております。そのようなことから、補正予算2,000万という形で計上させていただきました。

以上でございます。

（野本）そうすると、今のは、運賃が1,945万減少ということは、おおむね大部分は運賃の減少ということによろしいわけですね。

（自治振興課長）委員のおっしゃるとおりで、コミュニティバスにつきましては運行に係る経費から利用者の収入を差し引いて運行事業者に補助金という形で交付していますので、委員のご指摘のとおり、運行収入が大幅に減ったということで今回の補正予算となっております。

以上です。

(野本) 分かりました。

次に、29ページのパスポートセンターの部分は、おおむね前任者が聞いてくださったのですが、これは1年間の減少したものを年度最後に補正をしているということですが、コロナ禍はすぐにまた戻っていくことではないと思いますので、今後も減少は続くというふうに想像されるわけですが、その場合もやはり補正というのは、令和3年度の場合は令和3年度末に行うのか、それともあらかじめ想定が分かった段階で行うのか、その辺について伺いたいと思います。

(市民課副参事) お答えします。

今後ワクチン接種などが始まりますが、この先いつこのコロナの状況が収束するか見通しが立たない状況の中でございます。補正については、今後の動向を見て考えてまいりたいと思っています。

(野本) ということは、来年度末までではなく、もっと事前に行う可能性もあるということでしょうか。

(市民課副参事) 今後の見込みをするのが大変難しい状況ではあります。申請者数の回復がどのくらい見込まれるか、またその時期についてもちょっと予測は大変難しい中でございますので、今後の状況を見て判断していきたいと考えております。

(野本) 分かりました。

では、次に37ページの道の駅整備プロジェクトについて伺います。これは農業費の中で行われていくわけですが、道路に関する事業でもあり、これは農業費で出しているというのは、この事業が農業振興という大きな目的を持っているからなのだろうなというふうに思いますが、質問の内容は、農業費で行う必要性という部分、そこを伺いたいのです。例えば市街地とか、農業とは関係ない場所で事業として行われる場合は農業費ではない項目になる性質のものなのかどうか、そこを伺いたいと思います。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。

道の駅の予算科目といたしましては、事業の目的や内容により判断しております。その中で、道の駅整備事業というものは第六次鴻巣市総合振

興計画におきまして農業の振興の施策にひもづいてございます。このようなことから農業振興費ということで予算計上しておる次第です。以上です。

(野本) 分かりました。大本が農業の振興ということだということですね。

それでは、次が同じ37ページの一番下の—————についてですが、この事業はもともと県が……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)

————— ◇ —————
(開議 午前11時04分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

いいですか、野本さん。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)

————— ◇ —————
(開議 午前11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) ちょっと勘違いがありまして、—————の発言をしてしまいましたが、その部分は所管が違っていましたので、取消しをいたします。

(委員長) ただいま取消しの発言がありましたが、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(野本) それでは、次に43ページに移りまして、防災行政無線管理事業は先ほど説明がありました。4,000万円の減額については事業費の確定と

いう部分だったのですが、どういうところが確定によって減額になったのか、その辺を伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）当初設計をしておりました設計額に対しまして、入札を行った関係で請負残が発生したために、その請負残分を減額するというもので、工事の部分をこの分を見直して減額するか、工事の内容を見直したための減額ではございません。あくまでも入札による請負残ということになります。

以上です。

（野本）ということは、入札で下がったということで、内容は変わらないということですね。ただ、4,000万円もそんな差が出るものなのかというところがちょっとよく分からなかったのですけれども、こういう額の減額は、この規模だとあり得ることなのではないでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）当初予定しておりました5億円近い設計額に対しまして4,000万ということですから、約1割を切るような額になりますので、入札においては90%近くで落札ということもあり得ます。

以上です。

（野本）分かりました。

以上です。

（菅野）27ページいいですか。市民活動センターの積立金で55万減っていますけれども、ふるさと納税が減ったからということに聞きましたけれども、そもそもふるさと納税というのは、どれぐらい鴻巣の場合収入が本来あるのが55万減ったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。27ページの自治振興課の市民活動推進事業。

（何事か声あり）

（菅野）ああ、そうか。でも、ふるさと納税と言ったよね。各基金の…

（何事か声あり）

（菅野）ああ、そうなのだ。難しいね。分からなければ分からない。ここではない。市民環境ではない。

(委員長) 市民センターのことを聞いているの。市民センターのことでしょう。市民活動センター。基金はちょっと違うのではないのかな。

(菅野) では、ここでない。

(委員長) はい。

(何事か声あり)

(菅野) パスポートセンター、ここも違う。市民課も違う。

(市民課は大丈夫ですの声あり)

(菅野) 29ページ。

(はいの声あり)

(菅野) では、いいです。分からなければ。

29ページの市民課のパスポートセンター管理運営事業の中で、コロナで申請が減ったというのですけれども、ワクチンが始まるか、動向を見て考えるということなのですけれども、ここの関連はどういう状況になっているのでしょうか。4,308万9,000円ってすごい減額ですよ。ここも違いますか。

(委員長) 所管ですよ。

(菅野) 大丈夫ですか。

(市民課長) 今回の補正の減については、当初、従来コロナ禍でなければ多くの方々が海外渡航するではないですか。それで、パスポートの申請するというのは、皆さん最近旅行が増えてきましたので、その勢いで伸びておったのですけれども、新型コロナ感染症が世界的規模で蔓延してきたと。となると、皆様当然海外旅行というのは行かなくなってしまうということで、パスポートを申請する方というのがかなり減ってしまったのです。それなので、その影響もかなり大きいと。市民の方に聞くと、そういった旅行というのはもう当然厳しいよねという話も。今回こういった減額補正をしたということになりますので、これはパスポート申請書に貼る県証紙だとか印紙だとか、それらを減額したというものになります。

以上です。

(菅野) これって、そうすると何人分ぐらいになるのでしょうかね。4,308万

9,000円というのは。人数。そんなにいっぱい海外に行っているのですか。

(市民課長) では、お答えいたします。

パスポートの件数なのですけれども、例年ですと10年物とか5年物というのがあるのです。5年物、おのおの、10年で1,600件とか1,700件とか、5年物で1,000件前後、合計で3,000件弱ぐらいの申請者がパスポートはあるのですけれども、今回はそれのもう9割減ということになりますので、かなり減っていると。

(300しかなかったということの声あり)

(市民課長) そうですね。そうすると、300人ぐらいしか現在来ていないという状況になっていますので、コロナの影響というのはかなり大きいのかなということで、こういったことになっております。

以上でございます。

(菅野) 民生費、その下のほうですけれども、これもここでいいのですよね。受給者のサービスは……

(何ページの声あり)

(菅野) 29ページの今の市民課の下の障がい福祉課。違う。予算の説明を先書いてしまったのだね。では、31ページの障がい福祉課のことは分かりました。

では、33ページの下環境課のこうのとりのパートナー事業というのがありますね。その下に20貸付金としてこうのとりのブランド開発資金融資制度預託金とありますけれども、これはどういう事業を言っているのでしょうか。こうのとりのブランドというのは。お米か。

(環境課長) こちらは、こうのとりのパートナー事業の中の目玉として、コウノトリをイメージした新商品の開発や生産に取り組む事業者等への支援策として預託制度を、開発の資金として融資制度を創設する予定で令和2年度予算計上しておりました。予算計上のときには、コロナというのはまだ全然姿も見えていないのですけれども、それ以降、現在に当たり、金融機関等に従前にいろいろ調整をしてきましたけれども、このような状況ですと、なかなかこちらのほうの制度を利用するという方がいないということなので、今回はその分を取り下げるという形で減額し

ております。

以上です。

（菅野）では、このとり伝説米というのが1個ありますよね。お米ですよ。コウノトリも片仮名で書くと鳥ですけども、平仮名で書くと物なのです、予算書よく見てみると。このとり伝説米というのがコウノトリの名を冠してあるわけですけども、それ以外にも平仮名でこのとりのそういう事業というのはあったのですか。これは、このとり伝説米も入っているのでしょうか。お米ですよ。おいしいお米です、高いけれども。

（環境課長）こちらの予算につきましては、令和2年度の予算という形で計上させていただいています。このとり伝説米は、もうそれ以前からありましたので、そちらは使っていないと事業展開をしているものだと考えております。

以上です。

（菅野）35ページですけども、先ほどから外出自粛でゴミが増えたということで、可燃不燃ごみ処分費が1,151万1,000円増えたということですが、これは有料ですよ。無料ではありませんよね。一番増えたのが、資源回収委託料に出す分が増えたということで、実際に今日のコロナがどういう分野で費用の増額になっているのでしょうか。どういう分野かな。金額的に見ると。不燃ごみの委託料は1,037万3,000円ですね。では、燃えないゴミをいっぱい出した人がいたと。一番多いのは。資源回収のところは597万ですから、どういうゴミが増えたのかです。ゴミの種類。

（環境課副参事）お答えします。

不燃物に関しましては、昨年のゴールデンウィーク等で家の片づけ等をされた方による不燃物が増加したことにより増えたものと考えています。資源回収の資源物、ペットボトル等に関しては、家庭で自粛されたりですとか、外出されないで家庭で過ごす時間が増えたことにより、ペットボトルですとか、そういった資源回収に出す品目が増えたことにより委託料が増えたと考えています。同じく粗大ゴミに関しましても、ゴールデンウィークや年間を通して片づけ等をされたことにより増加し

たものと考えています。容器包装の処分につきましては、こちらもそうなのですけれども、家庭で過ごす時間の中で、容器包装類等含まれる商品が結構多いものですから、そうしたものを家庭で消費されて、出されたものが増えたことにより処分量が増えたものと考えています。以上です。

（菅野）処理するほうの都合は、別に幾ら増えてもちゃんと整理できるのでしょうか。増えたからどうにもならないというほどではない。鴻巣だけではないですね。北本とか、ほかの行政も行っているわけだと思うので、そういうのは幾ら増えても向こうはちゃんと処理できるということなのでしょうか。

（環境課副参事）資源回収のほうを例に出させてお答えさせていただくと、一時は、衣類とか布類において、海外へ出せなくなった関係から、日本国内に滞留することが多くなってしまったのですけれども、今時点ではそういった状況も既に改善されまして、コロナ以前の状況にほぼ戻りつつあるというのが現状です。

以上です。

（菅野）分かりました。

37ページの道の駅シンポジウム開催業務委託料、設計委託料1,226万9,000円、道の駅の分野で1,828万3,000円というふうに出ていますけれども、これはコロナでやれなくなったからということですのでけれども、説明会も何か5か所が3か所になったとかという説明はなかったでしょうか。そこら辺は、どこが5か所で、どこが3か所なのでしょう。道の駅が5か所だとか3か所に減ったということなのでしょうか。違う。

（道の駅整備プロジェクト課長）それでは、お答えいたします。

本会議の中で箇所数というお話があったと思うのですが、これは地質調査委託料になります。この地質調査委託料というのは、道路設計を行うに当たりましてC B R調査というのを行いました。このC B R調査は現況の路盤を測るための調査になるのですが、これが当初5か所を予定していたのですが、関係機関との協議、打合せの中で3か所になったという答弁となっております。

以上です。

（菅野）商工観光課で、これはまた増えたのですね。花と音楽の館かわさとの管理運営事業は。収入が減ったから補填したということですがけれども、やっぱりコロナで一定期間の後にはもう使いませんよというふうになったのでしょうか。あそこは人気があって常時来ている人が多いところだと思うのですが、どうなったのか、事業として。

（商工観光課長）菅野委員にお答えいたします。

花久の里につきましても他の公共施設の運用と同様にしておりますので、同じように使用について制限というか、そちらのほうをしているような形になります。あとは、一番大きいのは、やはりうどんですとか、地場産のそちらのほうの売上げが前年比、例年から比べると大体4割以上売上げが減っているようなところも含めて、今回の計算というか、こちらの補填という形になっています。

以上です。

（菅野）43ページの危機管理課で4,057万1,000円と大変大きな額が減額されているのですが、設計請負業務の中で入札による請負残、5億円が設計代であったという、これは何台分とかという設計になるのですか。デジタル無線というのは何本分とか、防災行政無線の、どういう事業の内容なのか。4,057万1,000円に対応する部分についてお聞きします。

（市民生活部参事兼危機管理課長）市役所にあります送信局の工事も行います。それと、市内にスピーカーがついているものが147か所あります。それと、今回新たに防災ラジオ4,700台を導入いたします。その総額が4億7,000万円ということになります。

以上です。

（大塚）それでは、質問の内容、箇所は1点だけであります。35ページに示されている資源物収集運搬事業、また資源物回収委託料として金額が提示されています。また、その下になりますか、資源物処分事業委託料も計上をされております。この中で例えば不燃ごみ、また粗大ごみは、回収を行った後、売却対象かというところ、そうではないはずですが、ここで

いうところの資源回収、容器包装を含めてということでもいいと思うのですが、資源物である以上は逆有償というのもその時期ではあると思うのですがけれども、一般的には売却益対象になるかなと思います。そこで伺いたいのは、処分をしたときに具体的に売却益というのは発生しているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

(環境課副参事) お答えします。

補正の金額につきましては、資源回収につきましては鴻巣地域が125トン、吹上地域が10台、資源物の処分の容器包装のほうに関しましては90トン进行想定して計上させていただいております。また、売却益に関しましては、まだ緊急事態宣言も解除されていない状況でありますので、個々の細かい品目まで何トンとかというのを想定するのもちよつと非常に難しく、今年度の今までの経緯を想定して、3月分も想定される売却単価についてお答えさせていただきます。1キロ当たりの税抜きの金額になりますけれども、新聞につきましては4.7円から6円、雑誌については1.94円から2.5円、段ボールにつきましては3.63円から4.4円、アルミ缶につきましては45円から73.3円、スチール缶につきましては1円から10.05円、紙パックにつきましては1.8円から2円、布類につきましてはゼロ円から0.5円、金属類につきましては4円から20.6円を想定しております。

以上です。

(大塚) 分かりました。あくまでも平均ということと、状況が状況なので、なかなか数字がつかみづらいのだろうなというのは理解をするところであります。

今伺った単価の中でガラス類が、瓶類ですね、今お答えになかったのですが、瓶については、ここしばらく逆有償ですか、処分するのにお金がかかっているというのを情報として聞いているのですが、瓶についてはもしお分かりになればお答えをお願いします。

(環境課副参事) 今委員のほうがお話しされたとおり、瓶につきましてはほとんど現状では逆有償が多くなっておりまして、今後状況に変化がある可能性もありますけれども、しばらく今の現状は続くかなと想定し

ております。

以上です。

(大塚) 様々な分類を答弁としていただいたのですが、コロナの影響を受けて、うちにいる時間が長いということが大前提にあるわけです。そうはいっても、予算にも本来はこれ関連するのですけれども、一部、鴻巣が進めようとしている分別の意識の高揚と申しますか、市民に対しては、増えたというのも含めて今の段階では十分認識は伝わっているというふうに考えているか、その点はいかがでしょうか。

(環境課副参事) お答えします。

市民の皆さんに関しまして、分別に関してお知らせに関しましては、ある程度ご理解いただいていると思っておりますけれども、今後も継続してご理解いただけるように周知等を行っていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(休憩願いますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)

(開議 午前11時32分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時44分)

(開議 午後零時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、市民課長より発言を求められておりますので、許可します。

(市民課長) 午前中、菅野委員さんのご質問のときにパスポートの申請件数を申し上げたのですけれども、確定した数字がございますので、それを申し上げさせていただきます。

令和3年の2月末の数字が出ておりますので、過去2年につきましてもそちらの数字を申し上げます。30年度についてですが、10年物が1,646名、5年物が1,100名、合計が2,746名、平成31年度が10年物が1,612名、5年のものが1,031名で、合計で2,643名の方が申請しております。

それで、今年度の2月末現在の数値ですけれども、10年のパスポートが181名、5年物が76名、合計で257名という数字がございますので、過去2年比較するとやはり9割減ぐらいになっているということを申し上げておきます。

以上でございます。

(委員長) 以上、了解お願いいたします。

次に、環境課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可をいたし

ます。

（環境課長）午前中、令和3年度予算説明の中で、33ページ、環境課の鳥獣飼養許可証交付等手数料と動物の飼養または収容の許可申請手数料の中の説明で、「飼養」と読むところを「飼育」と言うところが何か所かありました。こちらは全部「飼養」で統一のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時08分）



（開議 午後2時26分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）令和3年度鴻巣市一般会計予算について質問いたします。

まず、歳入の部分で41ページ、環境課でございます。地方創生整備推進交付金、浄化槽設置整備事業の全てが完了すると、令和3年度のこの事業が完了すると、合併処理浄化槽としなければならないものは幾つ残るのか伺います。

（環境課副参事）永沼委員のご質問にお答えします。

地方創生整備推進交付金における浄化槽設置整備事業は、年間37基の転換を予定しております。令和2年3月31日時点での対象件数は3,138基となっており、令和2年度の実績と令和3年度の計画数を計算しますと、残りの対象件数は3,065基となります。

以上です。

（永沼）続いて、その下の農政課の令和2年度予算には地域集積協力金というものが項目にありましたけれども、これが令和3年度になりましてなくなっているのですが、この理由は何なのか教えてください。

（農政課長）この補助金自体は継続してありますが、現時点においては、令和3年度においては該当する地域がないため予算計上していないものになります。

以上です。

（永沼）そうしますと、令和2年度は対象とする地域があって、令和3年度は対象とする地域がないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

（農政課長）そのとおりでございます。

（永沼）次に、43ページ、国民年金課なのですけれども、協力・連携事務費委託金というのがあるのですけれども、令和2年度には資格取得における納付特例等の促進など7項目、この下に項目の記載があったのですけれども、今回その記載がなくなっている理由というのは何かあるのでしょうか。

（国保年金課長）お答えします。

こちらにつきましては、予算書の説明事項の簡略化のため、積算項目を削除させていただいたものとなります。

以上です。

（永沼）分かりました。

次に、令和2年度に比べて100万円ほど減っている理由は何か伺います。

（国保年金課長）減額となりました主な理由といたしましては、まず市町村において行われる業務や年金制度に係る相談では、令和元年10月から20歳到達者の資格取得届が不要となり、来庁者が減少したため相談件

数が減少し、委託金が減少しております。また、その他各種情報提供では、マイナンバー情報連携の本格運用が開始されたことに伴い、市町村への情報提供依頼が減少しているため、委託金が減少しております。以上です。

（永沼）次に、47ページ、自治振興課です。防犯パトロール活動、令和2年度予算は必要額に2分の1掛ける0.7という表示でありました。令和3年度は3分の1掛ける0.5になった理由を伺います。

（自治振興課長）埼玉県が市町村に交付している埼玉県防犯環境整備推進補助金交付要綱が一部改正されまして、自主防犯活動用品の整備については、まず補助額が2分の1から3分の1に引下げになりました。また、各市町村からの予算要求が多いことから、内示率につきましても例年70%でございましたが、令和2年度は53%に引き下がったことから、50%で計上しております。

以上でございます。

（永沼）それに伴う本市の影響というのはどのようなものがありますか。

（自治振興課長）単費で支出するような形になるので、県からの財源の負担がないということが影響あると思います。

以上でございます。

（永沼）令和2年度予算にありましたけれども、振り込め詐欺被害防止啓発品というのも令和3年度なくなっているのですけれども、この理由について伺います。

（自治振興課長）こちら先ほど述べさせていただきました埼玉県防犯環境整備推進補助金の交付要綱が改正されまして、振り込め詐欺被害防止啓発品への補助は行わないということになったので予算計上しまして、これも補助の対象でなく、市の単費で支出をしているところでございます。

以上でございます。

（永沼）防犯カメラ設置についてですけれども、令和2年度も3駅に6台の防犯カメラ設置という予算でございました。それで、令和3年度も3駅、6台設置の予算になっております。取り付ける場所、あと令和2

年度算定時0.7というのがありましたけれども、これがなくなった理由も一連の県の関係でございませうか、伺います。

(自治振興課長) まず、カメラの取り付け場所でございますが、令和3年度におきましては、一応予定としまして鴻巣駅東口に2か所、北鴻巣駅東口、西口、それぞれ1か所ずつ、吹上駅北口、南口各1か所ずつの合計6か所を予定しております。埼玉県防犯環境整備推進補助金につきましては、先ほども申し上げたとおり、また内示率がございまして、令和2年度は100%の内示をいただきましたので、0.7というのを取りました。

以上でございます。

(永沼) 次に、53ページ、環境課ですけれども、合併処理浄化槽設置整備事業費奨励交付金というのがあるのですけれども、5人槽、7人槽、10人槽ということで、令和3年度になりましたら9,000円掛ける13基、基数にしては一緒なのですけれども、令和2年度は5万9,000円、5万9,000円ということで5万円ずつ多かったのですが、本年度は5万それぞれ減らされて9,000円ずつになってしまったのですけれども、この理由は何でしょうか。

(環境課副参事) お答えします。

埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱の見直しによりまして、個人設置型の補助額が1基当たり25万円から1基当たり20万円に変更される予定のためです。なお、これにつきましては、埼玉県の令和3年度の当初予算の成立時に確定することとなっております。

以上です。

(永沼) その下の農政課の用排水路改修補助金というのがあるのですけれども、これの改修場所というのはどこなのか伺います。

(農政課長) 改修場所につきましては、元荒川に架かっている郷地橋の東側でございます郷地地内のこのすたんぽぽ翔裕園の施設の東側の農地内にあります排水路を整備させていただくこととなります。

(永沼) その1か所ということでよろしいのでしょうか。

(農政課長) こちらの改修事業につきましては、その1か所のみにな

ります。

(永沼) 次に、歳出になります。105ページをお願いします。105ページの自治振興課、自治会活動支援事業ですが、平成28年度は241自治会、平成29年度は240、平成30年度は238、平成31年度は236、令和2年度236と、令和2年度予算の説明の中では説明されたというふうに伺っておりますが、聞き間違いなければそんな感じだったと思います。令和3年度の自治会数と世帯数について、また市全体の世帯数の何%が自治会に入っているのか伺います。

(自治振興課長) まず、令和3年度の自治会数につきましては、新規結成及び解散等の相談は今のところ受けておりません。このことから、令和2年度は236自治会で行ったので、令和3年度も236自治会で推移をする予定でございます。

また、世帯数につきましては、現在各自治会からの報告を受けて集計中でございます。加入率につきましては、令和3年4月1日、市内の世帯数から算出することから、現在、集計作業中でございます。

なお、参考までに、令和2年度は236自治会、世帯数は3万8,350世帯、加入率は76.05%でございます。

以上でございます。

(永沼) 100%でないにしても、自治会に入る世帯が少ないというか、そういう現状に来ているのかなというふうに思うのですが、これの対策というのはどのようにやっておりますか。

(自治振興課長) 鴻巣市自治会連合会と連携をして、自治会研修会で先進自治会による講演会や取組を紹介して自治会活動を活性化する、また入ってもらえるような資料をお配りして周知を図っております。

以上でございます。

(永沼) 次に、107ページ、市民センター管理運営事業ですが、その中の報酬、会計年度任用職員報酬でございますが、令和2年度の説明ですと任用職員8名で、週20時間以内の労働というふうに説明されたと思います。今回の令和3年度も同じ人数で、労働時間も週20時間なのか伺います。

(自治振興課長) 令和2年度と同じ8名で、日勤が5名、夜勤が3名を予定しております。週20時間未満の労働でございます。

以上でございます。

(永沼) 以内ではなくて未満ですね。

(自治振興課長) 未満でございます。

(永沼) 令和2年度に予算に入っていなかったのですけれども、自動車損害賠償責任保険料というのがプラスになっておりますが、これはどんな理由で入ったのか伺います。

(自治振興課長) 自動車損害賠償責任保険につきましては、これ車検時に払う保険料で、令和3年度には車検を予定しております。令和2年度は車検の年ではなかったもので、令和2年度は計上いたしませんでした。以上でございます。

(永沼) 車検の時期ということで分かりました。

次に、117ページお願いします。自治振興課の交通指導員謝礼というのがあるのですけれども、この謝礼の計算方法って何かあるのでしょうか。伺います。

(自治振興課長) 交通指導員の謝礼は、交通指導員の設置及び運営規程で定められております。1か月につき3万円の謝礼を支払う規定となっております。令和2年度は43名掛ける12か月、3万円で1,548万円となっております。令和2年3月31日をもって広田小学校の通学路が一部変更したことにより、立哨場所が1か所減り、合計42か所になったこと、交通指導員が1名退任され、令和3年度は42名掛ける12か月掛ける3万円、1,512万円となりました。

以上でございます。

(永沼) よく分かりました。

次に、119ページ、放置自転車対策事業の内容なのですけれども、119ページの上のほうに自転車駐車場学生利用料助成金というのがありますが、令和2年度に比べて令和3年度予算もかなり減っているのですけれども、この理由は何か伺います。

(自治振興課長) 学生利用の助成なのですけれども、令和元年10月より

自転車駐輪場の駐車料金を20%減額する学生割引を実施しております。当初、見込みとしては学生利用を30%と見込んでおりましたが、令和元年度の実績を検証したところ、実際の学生利用は13%ということでしたので、コロナ禍からの今後の回復見込みを20%で算出し直しまして、よって令和2年度予算と比較しまして助成金を減額という形で取っております。

以上でございます。

(永沼) 見込みを見直したということが分かりましたので。

次に、125ページ、上のほうにあります防犯灯管理事業の防犯灯点検委託料ですけれども、これは令和2年度にはなかったのですけれども、今回令和3年度に入ってきたのですが、毎年度あるような項目だと思いますが、これ急に入ってきたのはどんな理由なのか伺います。

(自治振興課長) 現在防犯灯を約1万基以上設置しておるのですけれども、そのうち1,900基は防犯灯単独で立っている独立柱でございます。経年劣化が進み、腐食しているものも見られる中、今後の維持管理を検討する上でそれぞれの状況を確認する必要があると判断いたしましたので、独立柱の点検費用を計上いたしました。

以上でございます。

(永沼) 1,900基の独立に対しての維持管理ということですね。分かりました。

次に、防犯灯設置工事が令和2年度に比べて令和3年度が減っているのですけれども、この理由について伺います。

(自治振興課長) 防犯灯のLED化につきましては、約9割以上完了しております。先ほど独立柱の点検というお話をさせていただきましたが、独立柱の点検を実施した後、現地の確認や事業者、あと地権者との協議が必要となる案件が多くなります。今までのように明かりの入替えだけの工事ではなく、電柱への付け替えや独立柱の建て替えなど個別の調整を必要とする案件が増えることが予想されることから、来年度は件数を絞って設置をしていくという予算になっております。

以上でございます。

(永沼) ちょっと飛びまして127ページお願いします。公共交通維持事業でございますが、その中の12の委託料、乗合型デマンド交通実証運行検証業務委託料ですが、この検証はいつまでにまとめる計画なのか伺います。

(自治振興課長) おおむね秋頃までに資料を作成しまして、鴻巣市地域公共交通会議へ報告をしていきたいと考えております。以上でございます。

(永沼) 秋頃というのは何月頃というふうに考えたらよろしいですか。

(自治振興課長) いずれにせよ、令和4年度予算に計上していかなければいけないことでございますので、10月、11月、12月という頃になるのかなと思います。

以上でございます。

(永沼) 次に、135ページの下の方に戸籍住民基本台帳庶務事業というのがありますが、ここですけれども、ここでいう会計年度任用職員報酬が令和2年度より令和3年度のほうはかなり増えた予算になっているのですが、その理由について伺います。

(市民課長) お答えいたします。

こちらは、新館1階の市民課窓口に配置しております会計年度任用職員の報酬を計上したのですが、時給単価の上昇と、それから年間の就労時間を増にしたものによるものでございます。

以上です。

(永沼) 次に、137ページ、これも似たような理由なのかもしれませんが、個人番号住基ネットワーク事業で、やはり会計年度任用職員の報酬が2年度に比べて3年度が増えている、この理由について伺います。

(市民課長) お答えいたします。

現在、国はマイナンバーカードを令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを想定していることから、昨年末から今年の年度末までの期間にマイナンバーカードの未取得者に対して交付申請書を順次送付しております。本市については、約8万人の方に送付される予定となっております。こうしたことから、マイナンバーカードの申請補助等を市役所、

吹上支所だけでなく地域の公民館等で申請できるよう、タブレット端末を配備して受付体制を整備したことに伴いまして、今回申請補助等業務を行う会計年度任用職員を各公民館に配置することによって、こちらが増となっております。

以上でございます。

（永沼）令和3年度、時間外勤務手当というのが入ってきたのですけれども、これも今のご説明の内容に当てはまるものでございますか。

（市民課長）お答えいたします。

こちらについては、マイナンバーカード交付事務に伴う、これは職員です。職員の時間外手当について、人件費として個人番号カードの交付事務費の補助金から交付されているのですけれども、これまでは職員課の職員人件費として時間外手当が支給されていたのですけれども、令和3年度から市民課のマイナンバーカード交付事務での時間外勤務手当として明文化するために原課で計上したものであるということになります。

以上です。

（永沼）次に、139ページ、パスポートセンター管理運営事業の消耗品費が特に令和2年度に比べて減っているのですけれども、この理由について伺います。

（市民課長）この消耗品費の主立ったものといいますと、パスポートの申請に必要な手数料の県の収入証紙と収入印紙ということになります。先ほどにも出ているのですけれども、世界的規模で蔓延している新型コロナウイルスの影響もあって申請者がかなり激減していると。今後ワクチン接種も始まりますけれども、これがいつ終息するのか見通しが立たないという状態です。このことから、令和3年度においても海外渡航者が回復するというのはすぐには難しいなということがありまして、こういった状況等を勘案してパスポート申請者が減になるのではないかと見込んだことによる、これは減ということになります。

以上でございます。

（永沼）コロナの影響で減の見込みを持ったということで分かりました。次に、167ページ、後期高齢者健康診査事業でございます。健康診査委託

料が増えているのですけれども、令和2年度の対象者数と令和3年度の対象者数について伺います。

(国保年金課長)令和2年度の対象者数が7,400人、令和3年度が7,700人となります。

(永沼)300人増えていることで増えたということで分かりました。

次に、233ページ、空地雑草措置事業というのがあるのですけれども、令和2年度に比べて令和3年度予算として減らしているのですけれども、この理由について伺います。

(環境課長)こちらの空き地雑草措置事業につきましては、先ほど説明したように申請者にに基づく委託料になっております。そちらの申請件数が減ったこと、そして実際雑草の苦情の件数も減っていることを鑑み、実績に基づき減らしております。

以上です。

(永沼)次に、235ページ、生物多様性事業ですが、12の委託料の中にアライグマ捕獲業務委託料というのがありまして、令和2年度に比べて令和3年度、かなり多く見積もっているのですけれども、この理由について伺います。

(環境課長)アライグマ捕獲業務委託料につきましては、毎年アライグマの捕獲件数が増えております。昨年12月議会のほうでも180万5,000円増額補正をしております、その実績に合わせて令和3年度は予算計上させていただいております。

以上です。

(永沼)その下のコウノトリの里づくり事業ですが、生き物等調査業務委託料、令和2年度に比べて令和3年度は増えておりまして、本会議では同じ場所を6月から専門家の方が調査するというような説明だったと思います。調査場所はもう決められているのか、その辺を伺います。

(環境課長)こちらの調査におきましては、今年度債務負担行為のほうで上げております。調査委託料の場所につきましては、今回はまだ決定はしておりません。設定場所の選定も含めて業務委託とする予定になってございます。

以上です。

（永沼）次に、237ページお願いします。コウノトリ飼育施設管理運営事業です。飼育等業務委託料の飼育員は2人というふうに説明されていましたがけれども、この委託業務内容について伺います。

（環境課長）こちらの飼育等業務委託は、飼育員を派遣してもらう労働派遣として委託するものではなく、飼育及び飼育に関する業務を請け負う請負業務委託という形で考えております。したがって、請負業者は飼育業務を実施するために必要な人材、機材、資材を自ら調達して仕様に定められた業務を実行するという形で考えております。

以上です。

（永沼）たしか本会議で飼育員が見学に来られた方に説明するみたいなお話もされていたようなことがあったと思うのですがけれども、そういったものも業務委託の中に入っているのかどうか、委託内容の中に入っているのかちょっと伺います。

（環境課長）仕様につきましては、今後いろいろ検討しているところなのですがけれども、専門的なものにつきましては、そちらの説明内容に含めることも想定をしているところでございます。

以上です。

（永沼）本委託の契約の委託期間というのは1年ごとであるか伺います。

（環境課長）契約は1年ごとを考えております。

以上です。

（永沼）その後の契約は随意契約ということによろしいですか。

（環境課長）そのとおり、しばらくは随意契約を考えております。

（永沼）この施設のところに防犯カメラを設置する計画はあるのかどうか伺います。

（環境課長）セキュリティーの問題にもなりますけれども、施設においては民間の警備保障会社による警備業務委託を契約する予定です。コウノトリのケージにおけるセキュリティーもありますが、ケージスペースは上部に電気が流れる高さ2メートルの外柵、いわゆる電気柵の設置を加え、側面が金網フェンスでできているケージの二重構造となっております。

かつ生体の記録用ですから、監視カメラも24時間記録して必要最低限以上の対策を取っていると考えております。

以上です。

(永沼) 監視カメラが設置されるということを伺ったので、分かりました。

次に、251ページ、可燃不燃ごみ処分事業でございますが、不燃ごみ処分委託料、これについては令和2年度に比べて令和3年度のほうが増えているのですけれども、この理由について伺います。

(環境課副参事) お答えします。

複数の処分予定業者がいる中で、委託単価がそれぞれ異なっていることから、中間の委託予定業者の処理単価に統一したことによる増額となっています。

以上です。

(永沼) 予定の質問をちょっと飛ばします。

273ページ、商店街にぎわい促進事業ですが、無料駐車券を半年間、月20枚の配布というような説明だったと思いますけれども、対象人数は何人なのか伺います。

(商工観光課長) 現在、想定人数としましては、半年間の予算として300万円、今計上させていただいております。こちらは、サービス券、駐車券が1枚220円、手数料が20円プラスになりまして、1枚240円になります。単純にこちらで割りますと1万2,500枚。こちらをさらに20枚で割りますと625人というのが対象の人数、さらに半年ということですので1か月104件の対象というふうに考えております。

以上です。

(永沼) この消耗品費が増えている理由というのは、無料駐車券の関係で増えているという考えでよろしいのか伺います。

(商工観光課長) ご指摘のとおり、消耗品等について金額が増えておりますけれども、こちら300万増えているのがまさにこのサービス券の金額となっております。

以上です。

(永沼) サービス券の大きさとかデザインってもう決まっているのですか。これからなのか伺います。

(商工観光課長) こちらにつきましては、駐車場を実際運営している駐車場の事業者から実は買うものですから、皆さんがよく駐車券等で御覧になると思うのですけれども、まさにあの大きさのものということと、あとデザインについてはそちらの事業者さんのものをそのまま活用させていただくということになっております。

以上です。

(永沼) 配布方法というか、それについて伺います。

(商工観光課長) 今現在、配布方法について検討しているところではございますけれども、実際今までパーキング・こうのすの無料サービス券を購入されていた方、こちらの方を商工会を通じて現在残数も含めてちょっと確認させていただいております。そちらの方々につきましては、直接お手紙等について交換というか、そちらのほう通知等を行うということと、併せて今、回覧ですか、その対象地区等について回覧等について周知を行うような方法を今現在考えているところです。

以上です。

(永沼) 次に、281ページ、花いっぱいのもちづくり事業ですが、フラワーロード装飾委託料でございます。鴻巣駅から免許センターまでの間を花で飾るフラワーロードの演出ということだと思いますが、フラワーロード花装飾委託は、花壇の配置や花の種類等、全て委託で行われるのか、その辺を伺います。

(商工観光課長) こちらにつきましては、当然専門の業者さん等に植栽をお願いするというのが、花の装飾等も含めてやはり一番ふさわしいのかなということを考えておまして、今基本的には委託という形で考えておるところでございます。

以上です。

(永沼) 歩道に置くという話でしたので、県道と市道があります。県道の管理者と市の道路課とは協議は終わっているのか、その辺を伺います。

(商工観光課長) 配置等は当然、鴻巣警察署ですとか、道路課、関係団

体であります県土事務所ですか、そちら等と協議は必要になってくるということでございますけれども、道路課につきましては、今回の事業を始めるに当たりまして、当初から会議というか、そちらのほうに参加しておりますので、事業等については承知しているところでございます。県と警察については、まだ具体的にちょっと話が進んでいなかったところもございましたので、これから実際に協議を進めていくというふうな形で今現在考えております。

以上です。

（永沼）先ほどプランターというご説明だったので、プランターの大きさについてはこれからですか。

（商工観光課長）プランターにつきましても既存の、よくあると思うのですが、あちらのプランターを活用して使っていくということで今考えておりますけれども、今後実際に委託業者と話をする中で、どういったものがふさわしいか等も含めて今後協議してまいりたいと思っております。

以上です。

（永沼）委託の内容には維持管理というのにも含まれているのでしょうか、伺います。

（商工観光課長）こちらにつきましては、かん水業務ですとか、花がら摘みですとか、そういった維持管理についても含まれておるものでございます。

以上です。

（永沼）つい最近の法律の改正で、歩行者利便増進道路、ほこみちと言われるものの制度ができたのですけれども、これの競合になる場所というのはあるのかないのか伺います。

（商工観光課長）今現在、歩行者利便増進道路として活用しているという方は、ちょっとこちらのほうで承知していないところでございますけれども、今後埼信のローンセンター跡地等に整備されるにぎわい拠点ですとか、あとは駅前再開発に飲食店が幾つか出ているところがございしますので、こちらが歩道部分から大きくセットバック等されているという

ふうなことで、そちらが今後、場合によってはそちらの利用されるというようなことも考えられますので、今後フラワーロード等、花の装飾するに当たっては、相乗効果ではないですけれども、一緒にその辺の花の装飾、花のまち鴻巣を盛り上げるような形で何かお話しできたらなというふうに考えております。

以上です。

(永沼) 次に、319ページ……終わり。

(残り1分の声あり)

(永沼) 319ページです。消防水利施設管理事業ですが、防火水槽蓋かけ工事の場所というのは決まっているのか伺います。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 来年度は川里地域に3か所、屈巢、広田、共和それぞれ1か所ずつに蓋をかけます。

以上です。

(永沼) 同じページですけれども、災害支援体制整備事業の土壌分析調査委託料と建設発生土搬出委託料の内容は。伺います。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 今年度、令和2年度におけるマンホールトイレ設置工事で排出した建設発生土について、株式会社建設資源広域利用センターを利用した発生土受入れへ搬入することとしております。ダイオキシン等の検査をいたしまして、300立米搬出予定でいます。以上です。

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願い申し上げます。本日はお疲れさまでした。

(散会 午後3時23分)